

大雲院の典籍について

中川仁喜

【典籍の概要】

典籍は書籍と同義に用いられるが、本調査では大雲院の什物として別置伝來した史料群を典籍、慳貪箱に納められて伝來したものを中心とし、便宜上区分して整理、調査した。典籍の構成は、法会等で導師が趣旨を述べ読み上げる「法則」「表白」「願文」「諷誦文」類が大半を占めている。他に法会でおこなわれる論義の場で用いられた「論題」「算題」類、儀式の手順を示した「作法書」、主に密教修法の作法書である「聖教次第」類、それらに関わる護符や御札等が内容としてあげられる。これらは大雲院創建時からものが系統的に伝来している。大雲院は享保五年（一七二〇）・享保二十年（一七三五）・天保九年（一八三八）の火災や近代の震災・水害により羅災しているが、『大雲院史料調査報告書』【一】歴史資料編でも述べるように鳥取東照宮創建由緒に關わる什物として優先的に護持されたことが想起される。淳光院時代から近代に至るもののが保存状態が比較的良好なものもその表れであろう。

典籍類は作法次第や祭祀の先例、文書の書式が蓄積されており、大雲院が東照宮別当や藩主の祈禱寺として機能する上で必要不可欠な情報であった。そのため、さほどの損失も無く伝來した上、祭祀を重ねるごとに参照、場合によってはその都度加筆されて情報を蓄積し続けてきた。この典籍群から、大雲院の別当寺・祈禱寺として

の立場や宗教活動の時代変化も読み取ることができよう。

一方の書籍については、長い星霜を経て火災や水害等による相当数の消失が類推され、その全容を把握することは難しい。しかしながら、それでも膨大な点数を現在まで伝えていている。淳光院蔵書印や大雲院蔵書印が捺された典籍は確實に大雲院の蔵書であり、天保期に取り調べが実施され、台帳にその大部分が登載されている。しかしそれ以外の書籍群も、大雲院蔵書以上の点数で確認されている。現在大雲院で確認されている書籍群を大別すると、

鳥取東照宮別当寺淳光院・大雲院の蔵書

歴代住職や関係者の個人的所有物としての蔵書

近代になって合併した靈光院に伝來した蔵書

不二門智光蔵書

各時代で意図的に蒐集、所蔵された書籍

等が挙げられる。現状に至る過程が事情も時代も異なる典籍が複数群蓄積された結果、その全容を体系的に理解することを困難にしている。しかも江戸期の火災や近代の水害などを経て、蔵書群が攪乱する結果となっている。そのため従来整理されていた慳貪箱や備え付けの箱、箪笥などに入つて原体を保つているもの、箱を失つて本堂裏の棚に保管されていたものなど保存状況も様々で、慳貪箱に入つても内容は入り乱れているものもある。調査ではまず、個々の典籍がどの蔵書群に属するものなのかを判別せねばならず、

蔵書印や典籍の特色などからそれを実施したものの、蔵書印が無いものの多くは判別の決め手を欠いた。淳光院蔵書印や大雲院蔵書印が捺された典籍は過去の取調台帳に登載されるものが多いが、全体から見るとさほど多くはない。

典籍には六代湛洞・十代韶鎮・十一代光讓等住職の自筆本も確認でき、確実に書写者・所持者が判明するものもある。ただしこれらは表白や密教修法に限られる聖教に限定される傾向があり、優先的に保護、伝來したものとして、他の書籍とは一線を画して考える必要があるだろう。今回の調査対象に限らず書籍は大半が近世中期以降のものであるため、安樂律関係の書籍が多く目につく。これは他の天台宗寺院における蔵書にも見られる傾向である。

また注意すべきは「表白」「法則」や「作法書」等を典籍として扱うものの、保管状況によつては古文書、もしくは書籍として登載されているものもあることである。煩瑣ではあるが万全を期すならば、『大雲院資料調査報告書』【一】歴史資料編の資料目録および本報告書の補遺や書籍目録も横断的に通覧することを推奨する。

【表白・法則】

表白とは法要儀礼の中で、法会を主催する施主・日時・目的といた旨趣について綴つた文章であり、本尊や諸尊等に「表啓告白」する意である。他に同様の文章が啓白・開白・諷誦文・嘆徳・呪願とも呼ばれる。導師が独唱して法会の趣旨を本尊に伝える事が目的であるが、施主などの参列者にも理解できるよう漢文訓読体の美麗な和文で制作された。

対して法則は本来、密教修法等の規則を定めた儀軌の事をさす語

【願文・諷誦文】

願文・諷誦文はともに、主として法会の施主が唱える。願文は主に祈願の際に作成される、施主の願意を述べる文である。対して諷誦文は歎徳文とも呼ばれ、三宝を讃嘆して布施物の名を示し、願意等を奏上する体裁をとる。諷誦文は回向法会で用いられることが多く、その場合は死者の生前の徳を述べる。節をつけて唱えることが

あり、一般の法会では導師か願文師や諷誦師といった役をあてられた僧が読み上げることが通例である。願文は主として祈祷や東照宮御神忌等の祭礼に作成され、一方諷誦文は将軍や藩主の回向法会に作成され読み上げられたものが残されている。

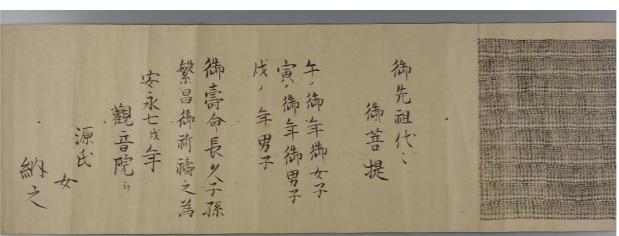
大雲院には、密教修法の作法書、いわゆる次第が所蔵されている。現存する密教次第は量・種類ともに相当数確認でき、内容も多岐に及ぶが、ここで典籍に組み込まれたものは東照宮祭祀や祈禱寺としての修法に必要なものや、それに連なる元三大師堂関連の内容が多い。中でも大雲院本尊かつ鳥取城内の祈祷本尊である千手觀音の供養行法や護摩法次第、神祇の本来の姿である本地を供養する本地供等が確認できる。祈祷法の手控等もここに含まれる。先述の通りここに登載されるもの以外にも書籍として整理されたものや、更に今回調査対象外となつたものにも密教次第は確認されており、大雲院において密教事相の修学、修法の実践が非常に重要視され、研究が盛んであつたことがわかる。それは祈禱寺という大雲院のありかたそのものを示しているともいえる。

大雲院は寛永十六年（一六三九）の「慈眼大師御条目」（特1）に明記されるように台密穴太流を相承する。一方で大雲院の本寺である東叡山寛永寺は輪王寺宮が法曼流を相承している。東照宮祭祀と台密法流の関係性については今後の研究課題となるが、寛永寺が法曼流を主たる法流に定めたのは天海遷化後であることから、当時の淳光院が穴太流と定められたのは、「松岳山乾向山草創記」にも

せる半紙を丸めた護符も残されている。このように服用する護符が現存することは非常に稀であるため、貴重な資料である。池田重寛の繼室で田安宗武の女でもある仲姫のものと伝える「御名号」（典639）も典籍に登載される。池田家と徳川一門の関係を伝える数少ない遺品といえる。

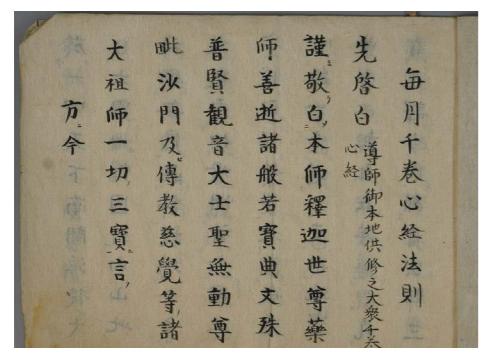
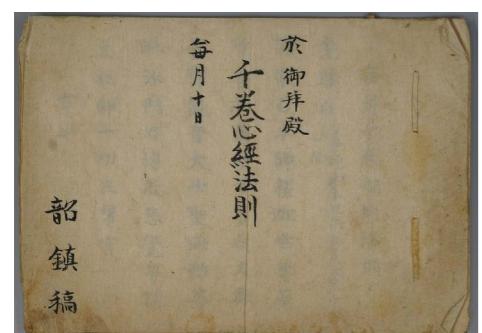


図版1 東照宮牛玉御札（典326）



図版2 御名号（典639）

「檜扇」（典718・719）は二点ある。一点は歴代住職のうち良航が比叡山から大雲院に個人所有物として持ち込み伝來したものと思われる。内容は北嶺回峯行における葛川明王院六月会の作法が細字で記され、作法・式次第の手控として使用されたことがわかる。もう一点は鳥取東照宮祭礼における式次第や作法手順が記されており、当地において書かれて用いられたものである。法会の現場では、紙に認めた次第を一々取りだして確認することが許されないことが多



図版3 於御拜殿毎月十日千巻心経法則（典182）

ある。手順や作法を全て暗記するのは事実上困難であり、その上失敗は許されない。そのため現場に必ず携帯する檜扇に記して都度に確認できるようにしたのであり、公卿の笏の様な使用法が想起できる。

【東照宮祭祀に関わるもの】

大雲院が携わる最も重要な法務が東照宮祭祀である。東照宮祭祀には、四月・九月に執行される定例の御祭礼と、百回忌・百五十回忌等の節目に執行される御神忌がある。法則類は法会開催のたびに製作されるが、定例の祭礼には「御祭礼法則」（典167）「御祭礼法則四月九月通用」（典176）が毎回用いられていたようである。また鳥取東照宮では「於御拜殿毎月十日千巻心経法則」（典182）に見られるように、毎月十日に月次の般若心経千巻誦法が行われていたことがわかる。この千巻心経法は文字通り般若心経を千巻分誦誦する修法で、七難消滅・七福即生の利益が高いことから月次の法楽と定められたのであろう。

他にも、古文書・書籍・奉幣や御祓次第等の神道作法に関わるもののが古文書編・書籍編にも含まれており、本来そちらに分類すべき物もあるが完全に分別することは困難であり、保存状況等から典籍に含むことになつたものも多い。

典籍に登載される古文書は主に修法や法要、特に東照宮御神忌や藩主祈禱に関わるものが多い。修法次第も同様で、実際に使用されるとともに東照宮別当寺の由緒を示すものとして重要視されてここに括されたものであろう。それを最も端的に示すのが「捧幣之大事」（典613）「東照宮祝詞」（典617）等神道作法に関わる史料群であり、東照宮別当寺特有のものである。

護符も種類が豊富であるが、最も注目すべきは「東照宮牛玉御札」（典326）である。これは東照宮神前で大雲院住職によつて加持、頒布されたものであり、鳥取藩内における起請文の作成にも用いられた、当地において最も重要な護符である。

変わつたところでは「断末魔護符大事」（典287）の伝授切紙が残されており、しかも護符そのものが残されている。断末魔法とは、臨終間際の人間に對して、その苦しみから得脱させるために修される法である。不動明王を主尊としており、死に際の苦しみや障礙、つまり末魔を断ずることを目的とする。本資料は加持対象者に飲まれたのである。

あるように、近世初期から比叡山正覺院の法流を汲んでいた事も関係するのであろう。これは天海の台密法流に対する考え方を知る上で非常に興味深い事例である。

【その他】

徳川家康は東照大権現として神格化されたため、東照宮の遠忌法会は「御神忌」と呼ばれ、仏教法会・神道儀礼があわせて執行された。胎蔵界曼荼羅供や法華經読誦、東照権現本地供や法華八講等が数日間に涉って開催されるため、東照宮と大雲院にとつて一大行事である。のみならず藩主や一門、家老や寺社司にとつても重要な祭儀であった。これらの法会にとつて法則は必要不可欠であり、「御神忌御法会当日読經供養胎曼供法則」(典380)のように、主に導師である大雲院住職の手によって製作され、法会終了後は次の法会の参考として保管された。曼荼羅供とは胎蔵界・金剛界、そしてそれらを合わせた合行という、曼荼羅を本尊とした密教修法である。東照宮祭祀をはじめ、歴代將軍の法会、歴代住職の年忌法会でも執行されている。導師である大雲院住職が修法する間、出仕の僧は天台声明を唱えて法会を莊嚴する。更に雅樂も奏され、規模の差こそあれ、これは日光東照宮をはじめとした紅葉山東照宮や東叡山東照宮の祭祀に準ずるものといつてよい。

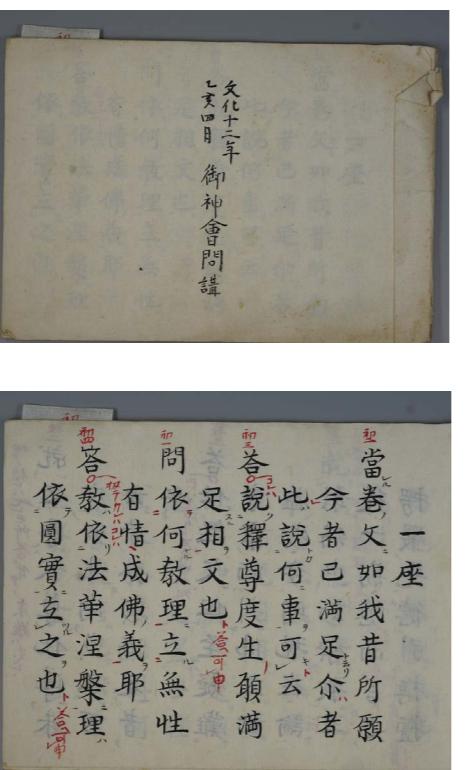
鳥取東照宮における御神忌の具体的な様相は元治二年(一八六五)四月に執行した「二百五拾回御神忌法式手文」(典370)に詳しい。四月四日寅の刻に神輿が仮殿に遷座し、深秘作法を別当が修する。東照宮祭礼の際には神輿によつて神靈の遷座が執行されるため、一時仮殿へ神輿を遷す外遷宮や、本殿へ戻す正遷宮時にも法則が作成されている。そして五日から七日まで法華読誦一百余部を執行、法華經が読誦される間に御膳が献備され、雅樂や獅子舞、神樂などがおこなわれる。それらが終わると奉幣の儀が執り行われる。五日には御館と御城にそれぞれ迎えの使者が発遣されるが、それより以前に寺社司、家老等はほぼ全て出仕している。当時の藩主池田

九日も同様であるが、藩主による和歌献納と神酒頂戴はおこなわれない。同日戌刻に本社遷宮の深秘作法が別当により修され、十日には神輿が収められる。神樂殿前において神職の湯行があり、この日も慶徳と徳風が社参する。仏事は本地供で声明有り、終わつて奉幣、拝礼、神酒を頂戴して両者とも帰城、帰館している。そして結願の十一日は、両者社参の上、声明による胎蔵界曼荼羅供を執行し、その後奉納經の供養を行う。ここでも樂を奏して法会を莊嚴するが、興味深いのは、法樂のため藩主慶徳みずからが龍笛を奏し、太平樂でも慶徳が音頭をとつていていることである。その後は、それまで同様に奉幣、御拝、神酒頂戴を受けた後に両者帰城・帰館している。神事が全て済むと、御仮堂において大赦が発せられる。家老の挨拶、小姓等による食事や菓子の振る舞い、樽酒や昆布等が別当に届けられ、ここで法会は終了する。この様に見ると、鳥取東照宮の祭祀は幕末期の規模縮小時でありながらも、藩主がみずから西館等の一門や家老を伴つて連日社参し、和歌の奉納や樂の奏献をおこなうという特色がある。

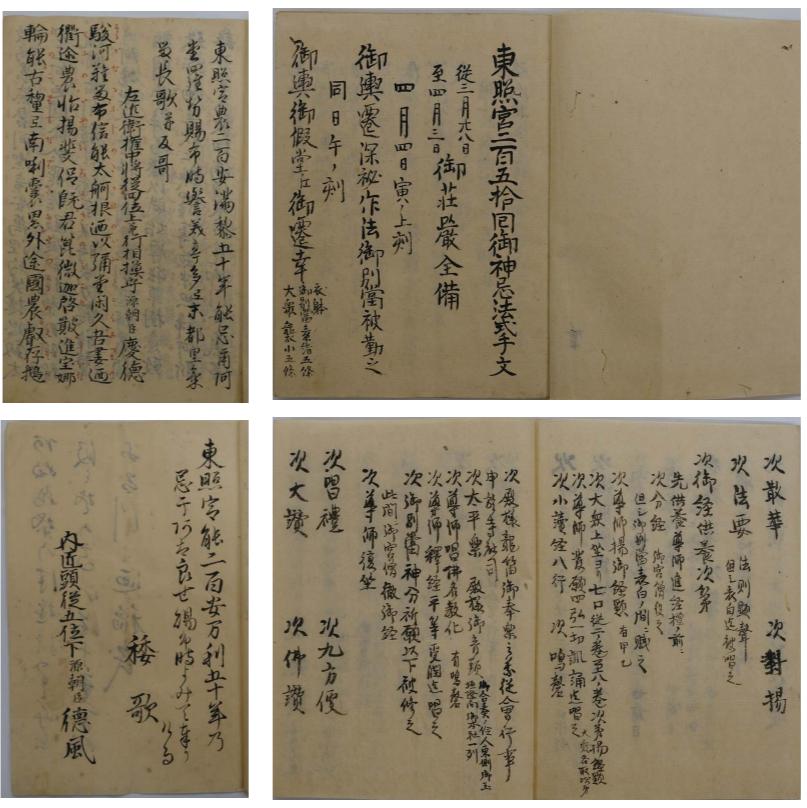
今ひとつ御神忌から東照宮祭祀の変遷が読み取れるのは、經供養に關わる法則からである。東照宮經供養は当初「万部会」、つまり『妙法蓮華經』を一万部読誦する法樂法会として始まるが、享保の改革以降、時期が下るにつれて「千部会」等に規模を縮小していく。これは日光東照宮を起點として全国の東照宮にも適用される。これは日光東照宮を起点として全国の東照宮にも適用されたと考えられる。大雲院創建時の經供養会がいかなる規模かは不明だが、六代湛洞の筆による「万部開題法則」(典239)が残されている。それが「因州鳥取東隆寺千部開白之法則」(典40)から天和三年(一六八三)に千部經会、「東照宮二百五十九回御神忌御法会法華

讀誦一百余部法式次第」(典372)により元治二年には百部經法会にまで縮小されたことが明らかとなる。

御神忌には論義法要の中でも法華八講が當まれるが、月次にも法樂論義は盛んに執行されている。「文化十二年乙亥四月御神会問講」(典266)その時に作成された論義次第や論題である算題も残されている。



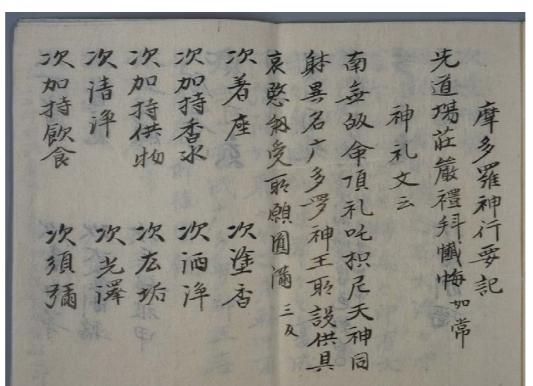
図版6 文化十二年乙亥四月御神会問講(典266)



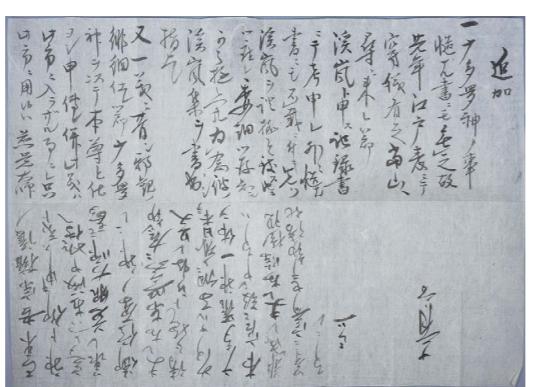
図版4 二百五十九回御神忌法式手文(典370)

慶徳と西館主池田徳風が社参、法華讀誦を聴聞し、別当の奉幣に統き、慶徳が御神拝次第に従い奉幣以下の作法にて拝礼、その後帰城している。統いて徳風がほぼ藩主同様の作法で奉幣、帰館している。六日・七日は代参である。八日は法華八講が執行されるため、再び御館と御城に使者が派遣され、両者共に聴聞、別当奉幣に統いて和歌を献備している。その後は奉幣、拝礼、神酒頂戴以下を済ませて帰城し、徳風もそれに倣つて作法を済ませ帰館している。ここで慶徳や徳風が献納した和歌が「東照宮二百五十九回忌長歌并反歌」(典662)である。

東照権現は国家神であるとともに徳川将軍家の始祖祭祀でもある。そのため祭祀主体者は血統を継ぐ徳川将軍家であり、天皇家や親王家の出自でながら将軍家とも縁戚関係をもつ輪王寺宮が祭祀を司っている。その事は日光東照宮拝殿に両者の着座である将軍の間と法親王の間が左右に配されている事にも表れている。鳥取池田家も池田輝政以来の徳川家との姻戚関係を重視しており、東照宮祭祀において他家と異なる意識を持つていたとしても不思議では無い。

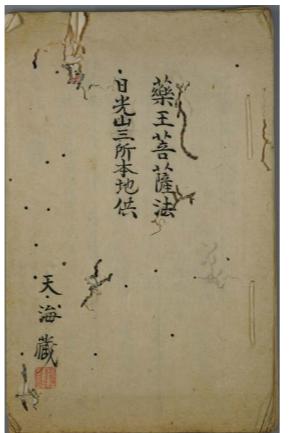


図版8 摩多羅神供 (典353)



図版9 日光三社東照大権現摩多羅神の覚 (典356)

西館主や家老格の者にも護身法や九字作法が伝授されている。東照宮は江戸時代を通じて大小七百余りが勧請されたと言われるが、大雲院の典籍類ほど藩主の具体的な行動を中心に行祭祀全般が詳細にわかるものは他に類例が無いのではなかろうか。



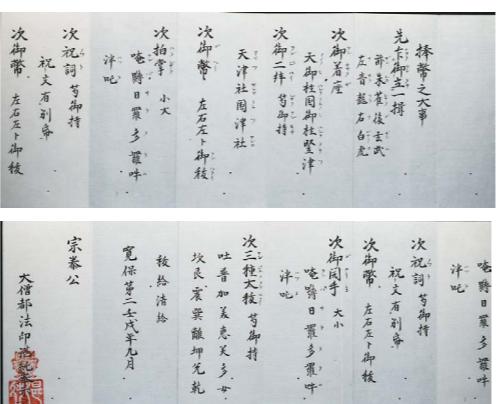
図版7 薬王菩薩法日光山三所本地供 (典661)

また「薬王菩薩法日光山三所本地供」(典661)は日光東照宮の天海旧蔵本を原本として十一代紹鎮が書写したもので、しかも東照権現本地供等と一括であつたとされるから、東照宮祭祀にとつて重要な次第であつたのは間違いない。東照権現の本地は薬師如来であるが、最初期に薬王菩薩を本地に据えていた可能性を示唆する貴重な資料である。

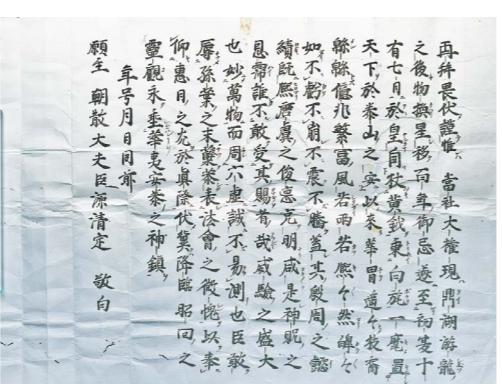
「東照宮御本地供 道場観具略」は旧態の摩多羅神による道場観が記されている。

また「薬王菩薩法日光山三所本地供」(典661)は日光東照宮の天海旧蔵本を原本として十一代紹鎮が書写したもので、しかも東照権現本地供等と一括であつたとされるから、東照宮祭祀にとつて重要な次第であつたのは間違いない。東照権現の本地は薬師如来であるが、最初期に薬王菩薩を本地に据えていた可能性を示唆する貴重な資料である。

東照宮御本地供 道場観具略



図版10 捧幣之大事(典613)



図版11 東照宮百回神忌願文(典479)

大雲院には本寺である東叡山寛永寺の御靈屋に準じて大猷院殿(三代家光)・嚴有院殿(四代家綱)・常憲院殿(五代綱吉)・有徳院殿(八代吉宗)・浚明院殿(十代家治)・文恭院殿(十一代家斉)・温恭院殿(十三代家定)の位牌が祀られた御靈屋が建てられ、月忌や祥月忌、遠忌に法会を執行している。執行された法会の際にその都度作成された法則が相当数確認できる。将軍家の法会も日光山や東叡山の規矩に準じていると考えられる。具体的には曼荼羅供・経供養会等であり、法則の中でも特に表白は初日の開闢と最後の結願のみに読むことが多いため、それぞれに対応したものが作成され現存している。他にも尊牌開眼のための法則もあり、将軍の回向法会に関わるものもほぼ残されていると言つて良いだろう。

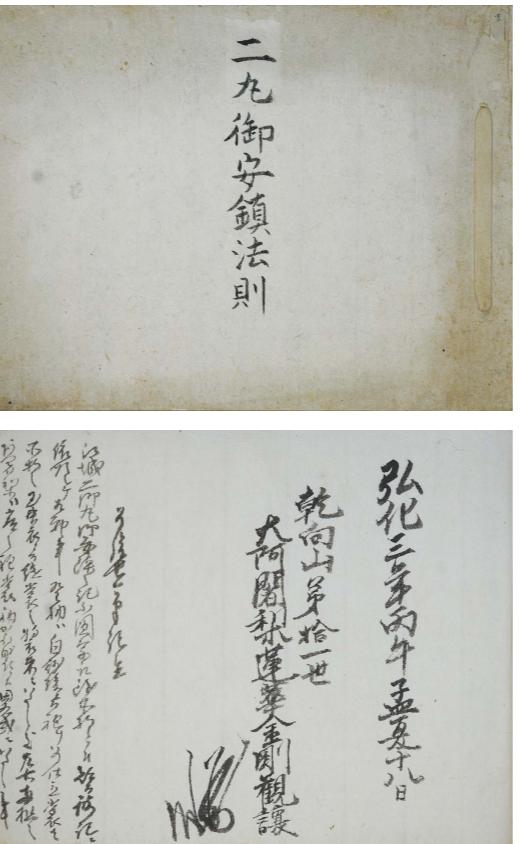
東照宮祭祀における藩主の関与について、勧請の経緯や付祭等の祭礼行事に着目した研究は蓄積がある。一方で、藩主の具体的な作法に言及したものは非常に少ない。鳥取東照宮では、祝詞や願文を藩主が奏上する。また、祭礼時に身固めの密教作法である護身法、九字の大事が伝授され、奉幣作法も藩主自ら執り行う。さらに、東

大雲院には、東照三社の一柱である摩多羅神のみの次第である「摩多羅神供」(典355)がある。摩多羅神は比叡山や日光山等の常行堂において、念佛の護法神として祀られる天台宗特有の神格である。摩多羅神については円仁が入唐から帰国した際に将来したとの伝承があるものの不明な点が多い。大雲院には「摩多羅神画像」を始めとして摩多羅神に関わる史料が一括で確認できる。特に「日光三社東照大権現摩多羅神の覚」(典356)は摩多羅神が如何なる神であるか不明瞭であるため、大雲院が寛永寺に問い合わせた際の書付である。江戸後期には祭神の一柱である摩多羅神を別当寺が正確に理解できていなかつたことを示している。それに対しても寛永寺は、「摩多羅神神秘事 溪嵐抜書」(典353)に見られるように、深秘の尊格であるため寛永寺でも把握し切れていないものの参考として比叡山黒谷の光宗が鎌倉期から南北朝に編纂した「溪嵐拾葉集」の抜書を寄越している。東照宮祭祀の中核である寛永寺側でも、「溪嵐拾葉集」以上の秘決を持ち得ていなかつたことがここから窺い知れる。しかしながら、大雲院に残る「摩多羅神供」は摩多羅神のみを対象とした別当寺伝来の修法次第として大変貴重である。

【藩主祈禱に関わるもの】

大雲院は東照宮別当寺であるとともに、藩主池田家の祈禱寺としても機能していた。「池田吉泰四十歳祝禱法則」（典6）は享保十一年（一七二六）、三代藩主池田吉泰の厄除祈禱にあたり作成されたものである。他にも藩主の御国入（帰国）にともなう安全の祈祷が執行されたことが「御帰城御淨次第」（典253）からわかる。また大雲院が担う祈禱は藩主の身体のみにとどまらない。

興味深いのは、弘化元年（一八四四）鳥取城二の丸御殿完成にと
もない十一代光譲により地鎮・安鎮が執行されていることが「二之
御丸御地鎮法則」（典116）「二丸御安鎮法則」（典117）からわかる。
鳥取城二の丸御殿は享保五年（一七二〇）の火災で焼失し、弘化元
年（一八四四）に再建されており、大雲院が鳥取城における祈禱全
般を担つてゐる事がわかる。



図版12 二丸御安鎮法則（典117）

【参考文献】

曾根原理「法華八講と東照宮祭礼」（『神道古典研究紀要』二〇〇七）

曾根原理「金沢東照宮と寛永寺常照院」（『日本学研究』七、二〇〇四）

曾根原理「徳川家康年忌行事と延暦寺」（『仏教史学研究』五一、二〇〇八）

中野光浩『諸国東照宮の史的研究』（名著刊行会、二〇〇八）

曾根原理「徳川家康の年忌儀礼と近世社会 二つの百回忌行事からの考察」（『季刊日本思想史』七八「特集東照宮祭祀」、ペリカン社、二〇一七）

曾根原理「鹿児島東照宮の成立 百回忌法会を中心に」（『季刊日本思想史』八二「特集近世祭祀と政治」、ペリカン社、二〇一七）

曾根原理「東照宮祭祀から見る日本近世宗教」（『史潮』八三、二〇一八）

天台宗典編纂所編纂『続天台宗全書』法義2 常行堂聲明譜・法則類聚（春秋社、二〇一九）

『鳥取市文化財調査報告書35 因幡東照宮別当寺院大雲院資料調査報告書』（二）歴史資料編（第一冊概説）（鳥取市教育委員会、二〇一三）

『鳥取市文化財調査報告書35 因幡東照宮別当寺院大雲院資料調査報告書』（二）歴史資料編（第二冊資料目録）（鳥取市教育委員会、二〇一三）

中川仁喜「東照大権現の本地」(『アジア遊学』二八七「書物の時代の宗教 日本近世における神と仏の変遷」、勉誠出版、二〇二三三)

主として東照宮別当寺の機能面から典籍を紹介した。紙面の都合上紹介しきれなかつたが、「池田光仲墓誌銘」（典454）等、藩主と大雲院の関係性の強さを窺わせる資料が多い。大雲院が藩主や西東館主との繋がりが相当強いことが特徴なのは間違いないが、これが他の大名勧請の東照宮でも同様なのかは、他藩の東照宮祭礼に関わる史料によつて今後比較検討されなければならない。草創の背景を考えると、岡山東照宮や和歌山東照宮が参考となると考えられるが、資料が十分に確認できない現段階では、大雲院の資料により鳥取東照宮祭祀がほぼ復元できることを指摘するにとどめる。

その他の享保十八年（一七三三）の「御両国安全五穀成就
座護摩開白法則」（典10）や天保八年（一八三七）の「五穀成就
并疫癒退散御祈禱開闢法則」（典12）の様に因幡・伯耆両国の
泰、五穀成熟や疫病退散などが臨時に執行されている。享保十六年
(一七三二)から翌年にかけては中国地方一帯が天候不良と害虫の
大量発生によつて大飢饉が発生しており、享保十八年の百座護摩は
それに対応したものと考えられる。同様に天保八年は全国規模のコ
レラ流行に対応した疫病退散の祈禱であることがわかる。この様な
領国を対象とした祈禱には主に護摩供が修されており、鳥取城に本